

## 農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額（令和2年4月1日から適用）

（単位：円）

区分	作業名	単位	賃金・料金	条件など	区分	作業名	単位	賃金・料金	条件等
人作業	田畑作業（1日8時間）	1人1日	6,960円	北海道最低賃金割増は別注1	培土	畑	10分	3,200円	薬剤代別
	田畑作業（時間給）	1人1時間	870円		中耕・除草	畑（テラー）	10分	2,600円	
トラクター（耕運機含む）	ロータリー	田 10分	4,000円	1回当たり	バインダー コンバイン	バインダー（田）	10分	4,200円	細なし、 作業の難易度により 30%以内の加減
	田畑	10分	4,000円			コンバイン（田）	10分	11,600円	
	プラオ田畑耕	10分	4,200円	バインダー（畑）		10分	1,800円		
	代かき	10分	5,000円	コンバイン（畑）		10分	7,000円		
	馬鈴薯堀取	10分	4,700円	同時仕上げ	カッター	ブラッシュ・カッター	1時間	2,100円	
	マルチャー	10分	4,000円			ハーバスター自走	10分	3,700円	
	肥料蒔き	10分	1,500円	散布のみ	脱穀機	大豆落とし	10分	3,800円	
	マニアスプレータ	10分	2,600円			小豆落とし	10分	3,200円	
	種蒔き	10分	2,100円	散布のみ（10分2ヶ標準）	その他機械	モーター	10分	1,400円	
	サブソイラー	10分	3,000円			集草	10分	700円	
田植え	田植	10分	4,200円	肥料代別	反転	10分	500円	1回当たり	
	田植（側条施肥）	10分	5,700円		牧草ロール巻き	1個	1,000円	1回当たり	
噴霧	ブームスプレーヤー	10分	2,700円	薬剤代別	フロントローダー	1時間	2,100円		

補足事項 農業用機械については、運転手付きの料金とする。

注1）軽微な作業であってもこの最低賃金を下回らない金額を設定してください。また、作業の難易度によっては時給および日当について、最低賃金以上の金額を話し合いにて調整してください。

- ・上記「農業機械使用料金協定額」は、農作業を依頼する場合や受託する場合の**一つの目安**として利用してください。
- ・作業に係る料金は事前に双方で話し合い、**合意を得た上**で作業を実施してください。

お問い合わせ 上ノ国町農業委員会  
0139-55-2311（内線241-243）

農業委員会だより

## 楽しい山菜採りがちょっとした油断で遭難に

### ●入山するときの注意事項

- ・午後3時を目安に下山しましょう。天気の変化が速いときは、すぐに下山を
- ・入山場所の地形をよく確かめる。特に大木などを目印にしておく
- ・仲間同士で声を掛け合い、位置の確認を
- ・自分の体力を過信せず、体調に合わせて無理せず行動を
- ・がけや急斜面などの危険な場所は避ける
- ・クマの出没情報などに注意し、危険な動植物には近づかない
- ・無理だと思ったら、いさぎよく引き返す



### ●万が一、山中で迷ってしまったら

- ・むやみに歩き回らずに、大木の陰や岩陰で雨風をしのぎ捜索隊を待つ
- ・また、日没後は歩き回らない
- ・収穫したものは、いさぎよくあきらめる
- ・捜索のヘリコプターの音が聞こえたら、広い場所でタオルなどを振って合図する
- ・呼びかけなどが聞こえたら、大きな音を出して反応する（笛が効果的）
- ・必ず助けが来るので、望みを捨てずに頑張る

### ●山に持って行くとよいもの（一例）

- ・あめ玉や缶詰め、チョコレート、乾パンなどの非常食と飲料水
- ・携帯電話、笛、鏡、発煙筒などの位置を知ることができるもの
- ・雨具、防寒具など雨や寒さをしのぐもの
- ・傷薬、持病の薬 ・ラジオや方位磁針、時計、懐中電灯

### ■お問い合わせ

農林課 農業林業グループ

春はヒグマが冬眠から明けて、行動を始める時期です。ヒグマは山奥ばかりではなく、比較的人里近くも生息域にしています。

そのため、道路沿いやキャンプ場などに「生ゴミ（弁当の容器など）」が捨てられると、それに味をしめ、エサを求めてよりに人里へ下りてくるようになります。

ヒグマの捕獲には箱ワナによる方法がありますが、必ずしも捕獲できるとは限りません。

ヒグマは基本的に雑食性で、必ずしも人をおそうとは限りませんが、常に身近にいるという認識を持ち、

① 一人では野山に入らない

② 野山では音を出しながら歩く

③ 薄暗いときには行動しない

など、ヒグマとの遭遇を未然に防ぐよう心がけましょう。



ヒグマ 熊にご注意ください

農林課からのお知らせ

## カラスによる被害にご注意を

カラスは春から初夏にかけて産卵・子育てを行うため過敏となり、巣の付近を通る人を威嚇したり、直接攻撃したりすることがあります。

カラスから攻撃されないためには

- 巣に近づかない、刺激を与えない
- 帽子や傘で身を守る



なお、町では私有地の巣の撤去は行っていません。また、巣の中に卵やヒナがいる場合の巣の撤去は、鳥獣保護法による捕獲許可が必要となります。

お問い合わせ 農林課 農業林業グループ

### 入林するときは入林承認を受けてから

渡島総合振興局西部森林室では、遭難対策及び林野火災予防対策の一環として、道有林への一般入林者に対し、次のように入林手続きをお願いしています。

#### ■入林手続きの方法

道有林入口の入林箱に入林届出書を設置しておりますので、次の事項を必ず記入してください。

- ① 入林・下山時刻
- ② 氏名・車両台数
- ③ 入林目的

#### ■林道の通行注意

道有林では、開放していない林道や森林整備のための道路は、一般車両の通行を禁止しています。簡易ゲートなどを設置し、施錠していますので、標識などに注意してください。

#### ■お問い合わせ

渡島総合振興局西部森林室  
0138-42-2013